

弾正幼稚園建築設計業務 特記仕様書

第1 業務概要

1 業務名称

弾正幼稚園建築設計業務

2 業務内容

- (1) 基本設計業務
- (2) 実施設計業務

3 履行期間

契約の締結日から令和4年3月28日まで

4 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 対象施設名称：弾正幼稚園
- (2) 施設の場所：本巢市国領160番 ほか（別添「位置図」参照）
- (3) 施設用途：幼稚園（幼保一体化施設）
- (4) 施設の条件
 - ①延床面積：技術提案書による（2,500㎡程度を想定）
 - ②主要構造：S造
 - ③階数：地上2階
 - ④耐震安全性の分類
 - ア．構造体類：Ⅱ類
 - イ．建築非構造部材類：A類
 - ウ．建築設備類：乙類
 - ⑤必要な室等
 - 乳児室
 - ほふく室
 - 保育室
 - 遊戯室
 - 調理室
 - 職員室
 - 会議室

相談室

一時保育室

その他必要となる室

屋外遊技場

その他（プール、屋外遊戯、外構工事 ほか）

※室面積の算定の基となる定員（見込）は別添1のとおり

⑥駐車場：①保護者用として20台程度を確保

②身体障害者用、妊婦乳幼児連れ駐車場を各1台確保

※子育て支援センターについては、引き続き既存園舎において運営することから園と支援センターとの連携に配慮した配置とすること。

※2歳以上児については、最低基準（保育室の面積各1.98㎡/1人以上、遊戯室は定員相応の面積）以上とする。

※給食は、学校給食センターから外部搬入し、園児は各保育室で食事をします。また、基本的には自園調理はしないが、未満児用におかずカット、お茶、おやつ等のために調理室等を確保する。

※外部搬入用の車両専用スペースについては、天井高3.5mを確保すること。

※パントリーは、給食コンテナ（寸法は高さ166cm、幅145cm、奥行き90cm）の仮置きスペースですが、台数は4台程度です。なお、配送車（ロングボディー3トン車）1台の転回を考慮すること。

※駐車場は、保護者の園児送迎用に利用する。なお、園児は送迎バス1台（大人3人+幼児49人=52人乗り、L=6.99m）を利用します。（屋根付き駐車場が必要）

※給食用及び職員用のエレベーターを確保すること。エレベーターを設置する場合は、幼児が勝手にエレベーターの操作をして手を挟んだりしないよう、通常時は幼児がエレベーターに近づけないような配慮をすること。

※園庭の植栽管理及び園舎の維持管理のため、園庭に管理用車両が入ることのできる入口を考慮すること。ただし、安易に出入口を増やすことは施設の管理上好ましくないため、園の駐車場や園舎の出入口等から園庭に出入り出来るよう考慮すること。

※防犯上、園舎の外周にはフェンス等の柵を設置し、外部からの侵入防止を図るものとする。駐車場・園舎・園庭等の外部からの出入口については、施錠可能な可動柵を設置するものとする。

※外部からの侵入防止及び盗難防止のための防犯対策を考慮すること。

※既存の防犯カメラシステム（モニター、レコーダー、カメラ4台）の移設・設置を行うこと。

※施設に冷暖房設備を備えること。

※保育園部の保育日は、月曜から金曜は9時から17時（延長を含めると7時30分から19時）、土曜は9時から12時（延長を含めると7時30分から17時）です。

※幼稚園部の保育日は、月曜から金曜は9時から14時（保育を必要とする児童のみ：延長を含めると7時30分から19時、土曜は7時30分から17時、長期休業日も預かり保育あり）です。

※園児の園舎への出入及び保護者との園児の引渡しは、玄関で行う方式とする。

※市ハザードマップにおける浸水範囲から、造成において1m程度のかさ上げを予定している。

第2 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」によるものとし、発注者と受注者の協議により決定する。

1. 配置技術者

(1) 管理技術者

管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、設計業務等についての高度な技術能力及び経験を有する者とする。

(2) 主任技術者

各担当主任技術者は・建築（意匠及び構造）分野は一級建築士、電気設備及び機械設備分野は建築設備士（設備一級建築士含む）の資格を有する者とする。

2. 業務計画書

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書を作成・提出すること。

①業務遂行方針

②業務詳細工程

③業務実施体制及び組織図

④管理技術者、各種人員及び担当技術者の一覧表及び経歴書

⑤協力者がある場合は、協力者の名称、業務分野、具体的な内容、協力を受ける理由及びその技術者の一覧

⑥その他発注者が必要とする事項

※協力者の契約にあたっては、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号の報酬基準を参考に設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。また、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、模型製作、透視図作成等の簡易な業務は除いてもよい。

3. 業務の内容及び範囲

設計業務は、本仕様書に基づき行うこと。

(1) 一般業務の範囲

①基本設計

- ア. 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- イ. 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ウ. 電気設備基本設計に関する標準業務
- エ. 機械設備基本設計に関する標準業務

②実施設計

- ア. 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- イ. 建築（構造）実施設計に関する標準業務
- ウ. 電気設備実施設計に関する標準業務
- エ. 機械設備実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務の内容及び範囲

①積算業務

- ア. 建築積算
- イ. 電気設備積算
- ウ. 機械設備積算

②透視図作成（鳥瞰、外観、内部）

③リサイクル計算書の作成

- ・設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

④シックハウス検討書

⑤概略工事工程表の作成

⑥住民説明等に必要な資料の作成、説明会の支援

⑦家具備品レイアウト業務

⑧公立学校施設台帳図面作成業務

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- ・本業務の実施は、本特記仕様書に基づき実施すること。
- ・受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- ・受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。

(2) 適用基準

- ①設計は、関係法令及び国土交通大臣官房官庁営繕部監修による「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）の最新版に準拠する。
- ②積算は、「公共建築工事積算基準」（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）の最新版に準拠する。
- ③細部については監督職員の指示によるものとする。

(3) 打合せ及び議事録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出すること。

- ①業務着手時
- ②監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ③その他（ 定例打合せ ）
基本設計は1回/2週程度、実施設計は1回/4週程度
（業務の内容及び進捗状況により変動することがある）

(4) 業務の履行に係る条件

- ①指定部分の範囲
弾正幼稚園建築に係る概算工事費の積算：事務局が別途指定する日まで提出
- ②成果品の取扱い
提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

5. 業務上の配慮事項

下記事項に配慮するものとする。

- ①建築基準法ほか関係法令の規定、委託仕様書、適用基準を遵守し、監督職員の指示に従うこと。
- ②施設の性質に適合した設計とし、教育・保育の環境、子どもの動線等を配慮した上で最適な構造とすること。
- ③建築コストの低減を目指すほか、完了後の維持管理費等のコスト削減に留意すること。また、厨房施設等の付帯設備における熱源利用方式並びに設備の資材及び機器等の選定に当たっては、イニシャルコスト及びランニングコスト等の比較検討を行うこと。
- ④建物の長寿命化を考え、躯体の耐久性や更新性に優れたものとする。
- ⑤設計にあたっては、周辺への影響（日射等）が生じないようにあらかじめ検討を行うこと。また予想される事項については発注者と協議を行うこと。
- ⑥送迎時に渋滞等混雑のないよう送迎者（利用者及び関係者）の動線について検

討を行うこと。

⑦業務に関し、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と協議の上、その指示に従い履行すること。

⑧特殊な工法、材料、製品等を使用する場合は、あらかじめ発注者と協議を行うこと。

⑨提出物として業務着手届、業務完了届、その他監督員が指示するものを提出すること。

6. 成果品の提出

(1) 基本設計業務

| 区分 | 設計の種類等 | 部数 |
|------------|--|----|
| 建築 (総合) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計説明書 ・ 基本設計図 (参考) | 3部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 仕上表 面積表及び求積図 現況図 敷地案内図 配置図 平面図 (各階) 立面図 (各面) 断面図 矩形図 外構図 日影検討図 | 3部 |
| 建築 (構造) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造設計説明書 | 3部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費概算書 | 3部 |
| 電気設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気設備設計説明書 | 3部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工事概要書 | 3部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費概算書 | 3部 |
| 機械設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備設計説明書 | 3部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 機械設備工事概要書 | 3部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費概算書 | 3部 |
| 外構 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外構設計説明書 | 3部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 外構工事概要書 | 3部 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事費概算書 | 3部 |

| | | | |
|------------|--|--------------------------------|---|
| | 外構図 総合仮設計画図 ・工事費積算書 ・単価算出表・数量計算書・使用刊行物 | 3部 1部 | 金入り 1部 金抜き 2部 |
| 建築 (構造) | 建築(構造)設計図書 ・建築(構造)設計図 仕様書 構造基準図 構造伏図 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 構造計算書 ・工事費積算書 ・単価算出表・数量計算書・使用刊行物 | 3部 3部 1部 | A2製本 2部 A3縮小版製本 1部 金入り 1部 金抜き 2部 |
| 電気設備 | 電気設備設計図書 ・電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 受変電設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 幹線系統図 電灯コンセント設備系統図 電灯コンセント設備平面図(各階) 動力設備系統図 | 3部 | A2製本 2部 A3縮小版製本 1部 |

| | | | |
|------|--|-------------------------------|---|
| | <p>動力設備平面図（各階） 弱電力設備系統図 弱電力設備平面図（各階） 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図（各階） 屋外設備図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備設計計算書 ・工事費積算書 <p>・単価算出表・数量計算書・使用刊行物 各種計算書</p> | <p>3部</p> <p>1部</p> <p>1部</p> | <p>A4 金入り 1部 A4 金抜き 2部</p> <p>A4</p> <p>A4</p> |
| 機械設備 | <p>空調調和・換気設備設計図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空調調和・換気設備設計図 <p>仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 空気調和設備図 換気設備図 排煙設備図 自動制御設備図 屋外設備図</p> <p>給排水設備設計図書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給排水衛生設備設計図 <p>仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生機具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 污水处理設備図</p> | <p>3部</p> <p>3部</p> | <p>A2 製本 2部 A3 縮小版製本 1部</p> <p>A2 製本 2部 A3 縮小版製本 1部</p> |

| | | | |
|-----|---|--|---|
| | 特殊処理設備図 屋外設備図 ・昇降機設備図 昇降機設備図 搬送機設備図 ・空気調和設備設計計算書 ・給排水衛生設備設計計算書 ・工事費積算書 ・単価算出表・数量計算書・使用刊行物 ・各種計算書 | 3部 1部 1部 3部 1部 1部 | A2 製本 2部 A3 縮小版製本 1部 A4 金入り 1部 A4 金抜き 2部 A4 A4 |
| 造成 | 敷地造成設計図書 ・敷地造成設計図 敷地現況図 敷地平面図 縦横断面図 擁壁平面図及び断面図 ・工事費積算書 ・単価算出表・数量計算書・使用刊行物 ・各種計算書 | 3部 3部 1部 1部 | A2 製本 2部 A3 縮小版製本 1部 A4 金入り 1部 A4 金抜き 2部 A4 A4 |
| その他 | ・各種技術資料 ・構造計算データ ・各記録書 ・概略工事工程表 ・透視図 ・環境計画書 ・コスト縮減計画書 ・リサイクル計算書 | 1部 3カット 1部 1部 1部 | |

- ・ 建築（構造）の成果品は、建築（意匠）基本設計の成果品の中にも含めることができる。
- ・ 設計図は適宜追加することができる。
- ・ その他監督職員の指示によるものを成果品として提出する。
- ・ 成果品は、監督職員の指示により、製本する。
- ・ 提出する成果品については、監督職員と協議の上、原則 Excel・Word、Jw - CAD による電子データを 2 部提出すること（一部 PDF にて提出可）。

- 電子データは最新のウイルスチェックを行うこと。
- 見積もりによる設計単価については、原則として3社以上から徴収し比較調表を作成すること。見積もり以外は備考欄に出典、項数を記載すること。

別添1

本巢市立弾正幼稚園定員（見込）

| 年齢区分 | 定員 | 部屋数 | 備考 |
|-------|-------|-----|----------------|
| 0・1歳児 | 20人 | 1 | 80㎡以上とすること |
| 2歳児 | 30人 | 1 | 80㎡以上とすること |
| 3歳児 | 60人 | 2 | 70㎡以上／1部屋とすること |
| 4歳児 | 60人 | 2 | 70㎡以上／1部屋とすること |
| 5歳児 | 60人 | 2 | 70㎡以上／1部屋とすること |
| 計 | 230人 | | |
| 職員 | 25人程度 | | |